

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 林野庁 計画課）

項 目 名	山林所得に係る森林計画特別控除		
税 目	所得税（措法30の2）		
要 望 の 内 容	<p>〈制度の概要〉 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%に相当する金額（収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については10%に相当する金額）又は収入金額の50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として総収入金額から控除することができる。</p> <p>〈要望の内容〉 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林の整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。</p> <p>我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の策定の推進による路網の整備や施業の集約化等の取り組みを進める必要がある。</p> <p>一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。</p> <p>また、森林吸収量の増大に向け、2050カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略やみどりの食料システム戦略等において、再造林の推進に向けて各般の取り組みを行うこととしており、森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定)において、特に植栽による更新に適した区域を設定することを掲げ、森林経営計画の認定要件に特定区域内における再造林を義務付けることを予定している。</p> <p>このように、再造林の促進に森林経営計画制度も大きく貢献していくところであり、また、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採後の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。</p> <p>なお、森林経営計画が作成された森林は、政策目標である私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された森林としてカウントしている。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>							
		政策の達成目標	施業集約化等の推進							
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年1月1日～令和6年12月31日							
		同上の期間中の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合 令和6年度 86%							
	政策目標の達成状況	年度ごとの目標値 (%)								
		区分		H27年度 (基準値)	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
		私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86
	実績			78						
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	区分	H30年度	R1年度	R2年度 (見込)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)		
		適用件数 (件)	1,726	2,109	1,836	1,882	1,927			
減税額 (百万円)		25	47	43	44	45				
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適用件数は年間1千件を超え、対象者は全国の森林所有者となっており、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促進されている。									
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし								

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の適切な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。</p> <p>また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。</p>																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (人)</td> <td>1,584</td> <td>1,543</td> <td>1,674</td> <td>1,726 (1,600)</td> <td>2,109 (1,626)</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>1,584</td> <td>1,543</td> <td>1,674</td> <td>1,726 (1,600)</td> <td>2,109 (1,626)</td> </tr> <tr> <td>減税見込額 (百万円)</td> <td>47</td> <td>60</td> <td>53</td> <td>25 (54)</td> <td>47 (56)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計。 括弧内の数値は、前回要望の見込み。</p>	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	対象者数 (人)	1,584	1,543	1,674	1,726 (1,600)	2,109 (1,626)	適用件数 (件)	1,584	1,543	1,674	1,726 (1,600)	2,109 (1,626)	減税見込額 (百万円)	47	60	53	25 (54)	47 (56)
	区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度																				
	対象者数 (人)	1,584	1,543	1,674	1,726 (1,600)	2,109 (1,626)																				
	適用件数 (件)	1,584	1,543	1,674	1,726 (1,600)	2,109 (1,626)																				
	減税見込額 (百万円)	47	60	53	25 (54)	47 (56)																				
<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																									
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。</p>																									
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上</p>																									
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和10年度100%の目標に対して、令和1年度現在78%となっている状況（令和1年度時点の目標に対する割合の計画値は76%であり、達成度合は126%となっている）。</p>																									
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和42年 制度創設（時限措置：2年又は3年毎に延長） 平成26年度改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成27年度改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成29年度改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成30年度改正にて2年延長 令和2年度改正にて2年延長</p>																									